

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和3年2月1日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

中小企業等ハンズオン支援事業運営業務委託

#### (2) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響による事業環境の変化に対応して、ビジネスモデルの転換等の新規事業に取り組む小規模事業者に対して、区内のスキル人材等を活用した、コーディネーター（コンサルティング）による経営課題の把握・戦略策定、専門家による実践的な新規事業のサポート等の地域連携型ハンズオン支援を実施する。それにより、新型コロナウイルス感染症により売上や利益低下などの影響を受けた事業者の経営改善及び新たな産業モデルの創造による区内経済の持続的な発展を図ることを目的とする。

#### (3) 中小企業等ハンズオン支援事業内容（予定）

【対象事業者】区内に事務所又は事業所を有する小規模事業者※<sup>1</sup>

【支援対象事業】新たな需要を取り込むための新規製品や商品の開発、販路拡大、生産性向上、デジタル対応（DX）等

【支援事業者数】30事業者

【ハンズオン支援】コーディネーター及び専門家※<sup>2</sup>派遣 月1回以上

（随時のフォローアップあり）

【補助金支援】新規事業に係る経費の一部を補助（補助率2／3、補助上限150万円）

【募集開始日】令和3年4月15日（木）

※1 小規模事業者とは・・・

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）：常時使用する従業員数\* 5人以下

その他：常時使用する従業員数\* 20人以下

\*常時使用する従業員数とは・・・

本事業では主に正規社員を指し、パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・非正規社員及び出向者、会社役員及び個人事業主については該当しないものとする。

※2 コーディネーター及び専門家については、「区内に居住または事業を営む多様な経験・スキルを持つ人材（以下、「区内スキル人材」という。）」を一定数活用する。

#### (4) 委託業務内容

##### (i) 事業設計及び申請書類策定【4月】

支援テーマや支援内容に係る詳細の制度設計及び申請事業者向けの募集要領、申請

様式など、事業運営に必要な各種申請書類について、区と協議の上作成すること。

(ii) 事業者の募集・選定【4月上旬～6月中旬、募集追加分は随時】

- ① 区内小規模事業者向けに募集用 Web サイトの構築、募集用チラシ等を作成し、広く PR を実施すること。

【Web サイト】

- ・効果的に事業者に PR を行うためキービジュアル、タイトルを作成すること。
- ・事業概要、申請書類など事業者が分かりやすいページ内容・構成とすること。

【チラシ】

- ・効果的に事業者に PR を行うためキービジュアル、タイトルを作成すること。
- ・事業概要、申請書類など事業者が分かりやすい内容・構成とすること。

【その他】

- ・必要に応じて、web サイトやチラシ以外に、SNS 等のツールを用いて、効果的な PR を実施すること。

- ② 応募事業者への問い合わせ・連絡対応

- ・応募事業者からの問い合わせに係る二次対応を行うこと。一次対応は区にて実施し、その後必要に応じて二次対応を依頼するものとする。

- ③ 審査・選定業務

- ・応募事業者からの申請書類について、書面審査（一次審査）を実施すること。

※申請書類の受付、不備や不足書類の修正対応は区で実施する。なお、合わせて、事業実態確認のため事業者訪問ヒアリングについても区が実施する。

- ・一次審査を通過した事業者のプレゼンテーションによる提案について、区とともに審査（最終審査）を実施すること。区及び委託事業者以外の審査員については、区と協議の上決定し、委員委嘱業務及び報酬の支払いを行うこと。

※審査結果通知については区より発出する。

(iii) 区内人材等によるコーディネーター及び専門家のチーム組成【4月～】

ハンズオン支援を実施するコーディネーター及び専門家について、世田谷区内に居住または事業を営む多様な経験・スキルを持つ人材を活用し体制を構築すること。

【留意事項】

- ・支援内容が多岐に渡ることが想定されるため、商品開発・リブランディング、サービスの企画開発、UI/UX の設計・デザイン、web マーケティング、販路拡大、EC 戦略、財務改善、業務プロセスの改善、マネタイズ支援など、応募事業者の多様な支援ニーズに応えられる人材を確保すること。
- ・コーディネーター及び専門家における区内人材割合は30%以上とすること。  
また、本事業に参画するコーディネーター及び専門家については、せたがや産業創造プラットフォーム<sup>※</sup>への会員登録を促すこと。

※せたがや産業創造プラットフォームとは、区が実施する、地域経済を担う区内の多様な企業・スタートアップ・フリーランス・プロボノ（会社員など）・大学・金融機関などの異業種で構成される人材のプラットフォームであり、地域経済を活性化する新たなプロジェクトや、地域課題を解決するビジネス、起業家の育成等を実施することを目的とする。なお、会員登録後は各種プロジェクトの通知が届き、任意での参加となる。

(iv) 経営診断、支援計画の策定・承認【6月中旬～8月、追加募集分は随時】

支援が決定した事業者にコンサルティング・専門家による、現状把握及び分析、取り組むべき課題の特定、解決策の複数提示、支援計画の策定・承認、専門家人材の選定・紹介・承認を実施する。

【留意事項】

- ・2-3時間/回程度の支援事業者とのミーティングを合計4回以上実施すること。
- ・その他、資料確認、事業計画書の策定支援など、合計20時間以上実施すること。

(v) 支援計画の実行【8月～3月、追加募集分は随時】

(iv) 実施後、コーディネーター及び専門家による実行の伴走支援、実行計画に基づいたソリューションの提供・アウトプット作成、定期的なメンタリング、進捗状況のモニタリング、必要に応じた計画の見直し、成果の確認を実施する。

【留意事項】

- ・2-3時間/回程度の支援事業者とのミーティングを月1回以上実施すること。
- ・その他プロジェクト推進のための伴走支援・資料作成等、随時のフォローアップを合計20時間以上実施すること。

(vi) 次年度事業の制度設計【2月～3月】

今年度支援事業の成果の確認、次年度に向けた改善点の抽出、それを受け次年度の支援事業の設計を区と協議のうえ実施する。

(5) 履行期間 契約の日（令和3年4月上旬）から令和4年3月31日まで（予定）

※令和3年度及び令和4年度、令和5年度の本事業にかかわる契約の締結は、前年度の履行状況が良好であり、本事業に係る予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とする。

## 2 参加資格要件

次の（1）から（5）までの要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 都道府県民税・市町村民税又は法人市民税、固定資産税、都市計画税等を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。
- (5) これまで同種又は類似の業務を受託した経験を有すること。

## 3 提案書の提案者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できた者にはプロポーザル招請通知を送付する。

#### 4 提案書を特定するための評価基準

##### (1) 実施体制に関する事項

- ・業務責任者などの実績・経歴等
- ・配置人員、役割、区との連絡体制等
- ・区内産業及び経済の現状を認識し、整理・分析を的確に行う能力があるか

##### (2) 同種・類似業務の実績

- ・これまでにハンズオン支援等、事業者の支援や区内事業者との連携に係る他の実績を有しているか

##### (3) 実施方針

- ・支援テーマや支援内容に係る制度設計が区内産業の継続的な発展に寄与するものとなっているか
- ・区内スキル人材の活用による、区内経済の循環・発展に寄与するものとなっているか

##### (4) 事業者の募集・審査業務について

- ・申請書類等について、事業者が理解しやすい内容・デザインで作成する能力があるか
- ・応募事業者からの問い合わせなどに柔軟に対応できる体制を構築できているか
- ・事業者向け募集用 web サイト、チラシについて効果的な PR を実施する能力があるか
- ・事業者の審査について、経営状況等を的確に判断する能力があるか
- ・本業務を履行するにあたっての強み、PR など

##### (5) 区内人材等によるコーディネーター及び専門家のチーム組成について

- ・応募事業者の多様な支援ニーズに応えられる体制を組成できるか
- ・区内スキル人材を募集する手法が有効で実現性があるか
- ・本業務を履行するにあたっての強み、PR など

##### (6) 経営診断・支援計画の策定について

- ・コーディネーター、専門家による経営診断の内容・手法が効率的かつ有効であるか
- ・計画の策定に向けて支援内容が効率的かつ有効であるか、また経営課題を解決する策の企画提案能力を有しているか
- ・本業務を履行するにあたっての強み、PR など

##### (7) 支援計画の実行について

- ・ハンズオン支援の内容について内容・手法が効率的かつ有効であるか
- ・定期的なモニタリング、メンタリングによる随時の支援事業者への対応、計画の見直しなど、柔軟な対応を実施できる体制となっているか
- ・本業務を履行するにあたっての強み、PR など

##### (8) 次年度事業の制度設計

- ・本事業を次年度以降効果的に運営していく提案が有効かつ実現性があるか

##### (9) 見積金額の妥当性

#### 5 手続き等

##### (1) 担当部署

世田谷区 経済産業部 商業課 担当 宮城、雀部

住所：〒154-0004 世田谷区太子堂 2-16-7 三軒茶屋分庁舎 4階

TEL：03-3411-6667、FAX：03-3411-6635

E-mail：[SEA01004@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA01004@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：令和3年2月1日（月）～令和3年2月12日（金）正午  
（土日・祝日を除く、8時30分～17時まで）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：窓口配布、又は区のホームページからダウンロードに限る。

区ホームページ → 仕事・産業 → 商業 に掲載

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和3年2月12日（金）15時まで（必着）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：上記（1）の窓口への持参、郵送

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和3年3月10日（水）正午（必着）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：上記（1）の窓口への持参、郵送

## 6 その他

(1) 参加表明書及び提案書の作成・提出、プレゼンテーション等に要する費用は提案者の負担とし、世田谷区では一切負担しない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約保証金 免除

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無

(6) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。

(7) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。

(8) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。

(9) 提案書の提出後に2の参加資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

(10) 提案書の提出後であっても、審査に必要がある場合は、追加書類の提出を求める場合がある。なお、追加書類の提出に係る費用は提案者の負担とする。

(11) 契約は区と詳細な仕様の内容について協議を行ったうえで締結するものとする。

(12) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。

(13) 本件の成果物に関する一切の権利は区に帰属する。また、本件により新たに作成された著作物等について、本件の受託者は区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。

(14) 区は、当該案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(15) 詳細は説明書による。

(16) この業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となります。別紙1をご確認ください。

世田谷区との一定額以上の契約には、世田谷区公契約条例に基づく「**労働報酬下限額**」が適用されます

世田谷区公契約条例とは  
世田谷区が事業者と結ぶ契約（公契約）に関する基本方針と区長や事業者の責務などを定めるもので、公契約において適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的とした条例です。



#### 区長の責務(主なもの)

1. 入札制度改革、区内事業者の育成と経営環境の改善に努めます。  
これまで区は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における基準価格の設定範囲等の見直しや総合評価方式競争入札の導入などを始めとする入札制度改革に取り組んできました。引き続き、条例に基づき、様々な制度を見直し、改革を進めてまいります。
2. 適正な労働条件確保のための施策を行うように努め、次の取組みを実施します。  
(1) 「労働報酬下限額」を事業者に示し、適正な賃金の支払いを促します。  
(2) 「労働条件確認帳票」の提出を事業者に求め、必要があれば改善措置を行います。

#### 事業者の責務(主なもの)

1. 区長の取組みに従い、公共事業の質の確保、適正な賃金の支払いと労働条件の確保・向上に努めて下さい。
2. 区内の下請業者への注文や区内にお住まいの労働者の雇用に努めて下さい。
3. 受注業務の第三者への発注にあたり適正な条件を付けるように努めて下さい。
4. 障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法、労働契約法、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づく取組みに努めて下さい。
5. 区内の下請業者の受注や区内在住労働者の雇用の機会を図るように努めて下さい。

#### 労働報酬下限額とは

1. 概要  
労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、告示します。  
契約事業者には、労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。
2. 対象  
予定価格が3千万円以上の工事請負契約 及び 予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)
3. 告示額  
次ページのとおり

#### 労働条件確認帳票とは

1. 概要  
労働条件確認帳票は、公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するためのもので、契約担当窓口において契約事業者に配布し、提出を求めます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。
2. 対象  
予定価格が50万円を超える契約(指定管理の協定は零円を超えるもの)
3. 閲覧場所( 契約内容によって取扱い窓口が異なります。 )  
(1) 経理課(世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口): 教育総務課が取り扱う契約以外の契約  
(2) 教育総務課(世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口): 教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

公契約条例等の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係 電話:03-5432-2145~2152・2435・2436 ファクシミリ:03-5432-3046

# 労働報酬下限額一覧

令和2年3月13日告示による

(適用対象は令和2年4月1日以後に締結する契約。ただしこの告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)

## 【工事請負契約の場合】

対象契約: 工事請負契約のうち、予定価格が3千万円以上のもの

労働報酬下限額: 東京都の公共工事設計労務単価(令和2年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(熟練労働者)  
(下表のとおり)

号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)
1	特殊作業員	2,614円	25	土木一般世話役	2,625円
2	普通作業員	2,285円	26	高級船員	3,103円
3	軽作業員	1,637円	27	普通船員	2,455円
4	造園工	2,253円	28	潜水士	4,357円
5	法面工	2,880円	29	潜水連絡員	3,007円
6	とび工	2,901円	30	潜水送気員	2,986円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,803円
9	電工	2,710円	33	型わく工	2,763円
10	鉄筋工	2,933円	34	大工	2,720円
11	鉄骨工	2,731円	35	左官	2,944円
12	塗装工	3,007円	36	配管工	2,434円
13	溶接工	3,209円	37	はつり工	2,667円
14	運転手(特殊)	2,572円	38	防水工	3,177円
15	運転手(一般)	2,136円	39	板金工	2,965円
16	潜かん工	3,188円	41	サッシ工	2,720円
17	潜かん世話役	3,772円	43	内装工	2,944円
18	さく岩工	3,177円	44	ガラス工	2,646円
19	トンネル特殊工	3,124円	46	ダクト工	2,370円
20	トンネル作業員	2,582円	47	保温工	2,412円
21	トンネル世話役	3,570円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,188円	50	交通誘導員A	1,647円
23	橋りょう塗装工	3,315円	51	交通誘導員B	1,435円
24	橋りょう世話役	3,655円	52	上記以外の職種	1,130円

第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

労働報酬下限額: 1時間あたり1,348円

「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載していませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、表記担当にお問い合わせください。

## 【工事以外の契約の場合】(設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等)

対象契約: 工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定のうち、予定価格が2千万円以上のもの

労働報酬下限額: 1時間あたり1,130円